号の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいうこととした。

(4)　「民事裁判関連情報」とは、民事裁判情報に係る裁判について上訴があった旨その他の民事裁判情報の活用の促進に資するものとして法務省令で定めるものをいうこととした。

(二)　法務大臣は、(一)の(1)ハ又は(4)の法務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならないこととした。（第二条第二項関係）

3　国の責務

(一)　政府は、民事裁判情報の活用の促進のための施策を策定し、及び実施するとともに、関係者と協力して、当該施策の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第三条第一項関係）

(二)　最高裁判所は、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずることとした。（第三条第二項関係）

4　基本方針

(一)　法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととし、民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項等を定めることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

(二)　法務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならないこととした。（第四条第三項関係）

5　指定

法務大臣は、６の(一)から(四)までの業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることその他所定の要件を備える一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人を、その申請により、全国に一を限って、民事裁判情報管理提供業務を行う者として指定することができることとした。（第五条関係）

6　業務

５の規定による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）は、この法律及び８の(一)に規定する規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うこととした。（第六条関係）

(一)　広く一般の需要に応ずるに足りる仮名加工民事裁判情報に係るデータベースを整備するため、保有民事裁判情報を整理し、及び加工して仮名加工民事裁判情報を作成すること。

(二)　仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対し、仮名加工民事裁判情報を電磁的方法により提供すること。

(三)　保有民事裁判情報、２の(一)(3)に規定する措置によって保有民事裁判情報から削除した情報、８の(五)の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び７の(二)に規定する収集整理した民事裁判関連情報（以下「保有民事裁判情報等」という。）を管理すること。

(四)　(一)から(三)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

7　情報提供の求め等

(一)　指定法人は、最高裁判所に対し、２の(一)イからハまでに掲げる電磁的記録に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができることとした。（第七条第一項関係）

(二)　指定法人は、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めることとした。（第七条第二項関係）

8　指定法人に対する監督等

(一)　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務に関する規程並びに事業計画及び収支予算を作成し、法務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第八条及び第九条関係）

(二)　指定法人は、一定の正当な理由がある場合を除き、情報提供契約の締結を拒絶し、又は情報提供契約を解除してはならないこととした。（第一〇条関係）

(三)　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務の休廃止について、法務大臣の許可を受けなければならないこととした。（第一一条関係）

(四)　指定法人の役職員は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならないこととした。（第一二条関係）

(五)　指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならないこととし、仮名加工民事裁判情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工民事裁判情報の作成に用いられた保有民事裁判情報に係る特定の個人を識別するために、当該仮名加工民事裁判情報を他の情報と照合してはならないこととした。（第一三条関係）

(六)　指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を他の者に委託することができることとし、委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができることとした。この場合において、指定法人は、あらかじめ当該委託又は再委託について法務大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一四条関係）

(七)　指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならないこととした。（第一五条関係）

(八)　法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な措置を命じ、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、立入検査等を行わせることとした。（第一六条及び第一七条関係）

(九)　法務大臣は、所定の事由に該当するときは、５の規定による指定を取り消し、又は指定法人に対し民事裁判情報管理提供業務の停止を命ずることができることとした。（第一八条関係）

9　その他

(一)　省令への委任について、所要の規定を設けることとした。（第一九条関係）

(二)　罰則について、所要の規定を設けることとした。（第二〇条及び第二一条関係）

10　施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、６及び７等の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第四五条の二第二項第三号の政令で定める一定の範囲の知識等を有する者について、刑務官採用試験のうち大卒程度の者を加えることとした。（第二条第三項関係）

2　国家公務員法第四五条の二第三項の政令で定める事項について、刑務官採用試験のうち大卒程度の者に行うものを加えることとした。（別表関係）

3　この政令は、令和七年一二月一日から施行することとした。

◇公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（国土交通省）

1　公共工事の発注の見通しや入札及び契約に関する事項の公表を不要とする工事について、予定価格が二五〇万円を超えないものから、予定価格が四〇〇万円を超えないものに改めることとした。（第二条第一項、第四条第二項、第五条第一項及び第七条第二項関係）

2　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九九号）（厚生労働省）

一　職業安定法施行令の一部改正関係

職業安定法第五条の六第一項第三号において、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、労働に関する法律の規定で